

船舶保安システム規則

船舶保安システム規則実施要領

船舶保安システム規則
船舶保安システム規則実施要領

2007 年 第 1 回 一部改正
2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 規則 第 20 号／達 第 22 号
2007 年 3 月 27 日 理事会 承認
2007 年 4 月 26 日 国土交通大臣 認可

船舶保安システム規則

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 規則 第 20 号

2007 年 3 月 27 日 理事会 承認

2007 年 4 月 26 日 国土交通大臣 認可

2007 年 5 月 2 日 規則第 20 号
船舶保安システム規則の一部を改正する規則

「船舶保安システム規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.3 用語

(9)を次のように改める。

- (9) 「船舶保安統括者」とは、船舶保安評価の実施並びに船舶保安規程の策定、承認、実施及び維持を確実なものとし、かつ、船舶保安管理者及び埠頭保安管理者との連絡を行うために、会社により選任された者、管理的又は監督的地位にある者（部外委託者を除く。）をいう。

(13)の主文を次のように改める。

- (13) 「会社」とは、**1.1.1** の適用を受ける船舶を管理する、*SOLAS* 条約 IX 章第 1 規則で定義される会社であり、かつ、~~船舶所有者~~船舶の所有者（船舶が共有されている場合は管理人をいい、船舶が貸し渡されている場合は借入人をいう。以下、同じ。）との契約により船舶の保安の確保に関する責務を負うものであって、通常次のいずれかをいう。

3 章 船舶保安システムの審査

3.3 初回審査

3.3.1 を次のように改める。

3.3.1 一般

- 1. ~~初回審査は、船舶保安規程に基づく船舶保安システムを初めて審査するときに行う。~~
初回審査は、臨時 ISSC の発行を受けた船舶がその有効期間内にある場合に適用し、承認された船舶保安規程の運用実績に基づいて船舶保安システムを初めて審査するときに行う。
- 2. 本会は、初回審査において、~~3.3.2-1.に定める提出文書について審査を行う~~（以下、「文書審査」という。）を行う。これらの審査の後、当該船舶保安システムの実施状況について~~審査を行う~~（以下、「船舶審査」という。）を行う。
- 3. 文書審査は、原則として本会の本部において実施する。ただし、本会が別に定めるところにより、本会の国内支部又は事務所において実施することがある。

3.4 定期的審査

3.4.2 中間審査

-1.を次のように改める。

- 1. 中間審査は、初回審査又は更新審査後の 2 回目の審査基準日と 3 回目の審査基準日の間に実施されなければならない。ただし、これを受けるべき時期に該当しない時期であっても、会社からの申込みにより、その時期を繰り上げることができる。

3.5 を次のように改める。

3.5 臨時審査

- 1. 臨時審査は、次の(1)及び(2)により実施されなければならない。
 - (1) 臨時 ISSC 発行のための審査
 - (a) ~~船舶が初めて証書を所持するとき。（ただし、初回審査時を除く。）新たに建造された船舶又は証書を所持していない船舶を就航させるとき。~~
 - (b) 会社が過去に運航していなかった船舶の運航に責任を負ったとき。
 - (c) 船舶の国籍又は船舶所有者が変更されたとき。
 - (d) 船舶の所有者が変更されたとき。

(2) その他本会が必要と認める追加の審査

(a) 船舶警報通報装置等の性能の機能に影響を及ぼすおそれのある改造又は修理変更（取替え，改造，修理等）を行ったとき。

(b) 船舶保安規程の変更（別に定める軽微な変更を除く。）を行ったとき。

(c) 船舶保安システムの機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

-2. 本会は、**-1.(1)**に掲げる審査において、船舶保安システムが別に定める要件に適合していることを確認する。

-3. 本会は、**-1.(2)**に掲げる審査において、~~改造，修理又は変更を行った事項について，変更を行った事項に関する~~船舶保安システムが，承認された船舶保安規程に従って有効に機能することを確認する。

-4. 前**-1.(2)**に掲げる臨時審査を受けるべき時期に，更新審査又は中間審査を受けるときは，当該臨時審査を行わない。

附 則

1. この規則は，2007 年 4 月 26 日から施行する。

船舶保安システム規則実施要領

実施
要領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 達 第 22 号

2007年5月2日 達 第22号
船舶保安システム規則実施要領の一部を改正する達

「船舶保安システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 一般

1.1.2 同等効力

-2.を次のように改める。

-2. 主管庁が承認した船舶保安規程については、本会が承認したものと同等とみなす。
~~この場合、提出文書は規則3.3.2-1.に掲げるものに代えて、次のとおりとする。~~

~~(1) DOCの写し~~

~~(2) 承認印が押印された船舶保安規程の表紙、目次及び改訂記録の写し~~

2章 船舶保安システムの登録

2.1 船舶保安システムの登録

(7)を次のように改める。

(7) 会社及び船舶所有者船舶の所有者の名称及び住所

3章 船舶保安システムの審査

3.1 審査の実施及び準備

-1.を次のように改める。

-1. 審査の申込みは、~~「船舶保安規程の承認と船舶審査申込書」(様式1)~~本会が別に定める申込書により行う。

3.3 初回審査

3.3.2 提出文書

-2.(4)を次のように改める。

- (4) 船舶保安システムに関する内部監査計画資料（監査が完了している場合は、是正措置等の監査記録を含む。）船舶保安評価が船舶保安統括者以外の者により実施された場合には、当該実施者が船舶保安評価を実施するために必要な技能を有していることを示す資料

3.3.4 船舶審査

-3 を次のように改める。

- 3. 船舶審査においては、表 1 に掲げる器具を用いた船舶警報通報装置の機能の確認を含む。器具を用いて船舶警報通報装置が正常に機能することを作動試験も含め確認する。

3.4 を次のように改める。

3.4 定期的審査

3.4.1 更新審査

更新審査には、3.3.4-3.による船舶警報通報装置の機能の確認を含む。この場合、直近に行われた船舶の定期的検査等において、当該装置の機能の点検が整備業者によって確実に行われたことを示す記録書の提出により、現状確認に替えることができる。ただし、直近に行われた船舶の定期的検査等において当該装置の作動試験が確実に行われたことを示す記録書の提出があれば、現状確認とすることができる。

3.4.2 中間審査

-1. 中間審査においては、3.4.1 の事項について更新審査と同様の確認を行う。中間審査には、3.4.1 に掲げる機能の確認を含む。

-2. 規則 3.4.2-1.中、ただし書きの適用において、中間審査を繰り上げて行った（以下、「繰り上げ中間審査」という。）場合、追加の中間審査を行う。その時期は、繰り上げ中間審査が完了した日の 2 年後の日から 3 年後の日の前日の間とする。

様式 1 を削る。

ClassNK

(様式 1)

日付: _____

(財) 日本海事協会 安全管理システム部 御中 (SSP 承認の場合)
() 支部・事務所 御中 (船舶審査の場合)

船舶保安規程の承認と船舶審査申込書

貴協会の「船舶保安システム規則」及び「登録規則」の規定を了承の上、下記の船舶保安規程 (SSP) の承認又は船舶保安システムに関する船舶審査の実施を申込みます。

審査を受ける船舶	船名: _____ 船級番号: _____ IMO 番号: _____ ISSC の番号 (もしあれば): _____ 船籍港: _____ 信号符字: _____ 船舶番号: _____ 船舶の種類: _____ 総トン数: _____
会社に関する情報	会社の名称: _____ CSO の氏名 (この船舶の船舶保安統括者): _____ 会社の住所: _____ 担当者氏名: _____ 電話番号: _____ Fax 番号: _____
☐ SSP の承認	<u>申込み書を弊会安全管理システム部へ提出してください。</u> ☐ 初回 SSP ☐ 承認された SSP の改訂
☐ 船舶審査	<u>申込み書を弊会の最寄りの支部へ提出してください。</u> ☐ 初回 ☐ 中間 ☐ 更新 ☐ 臨時審査 (☐ 臨時 ISSC の発行, ☐ その他 ()) 審査スケジュール 予定日: _____ 場所: _____ 代理店の名称: _____ (電話番号: _____ Fax 番号: _____)

尚、本件に関する審査手数料・証書発行料等は、下記宛に請求して下さい。

会社の名称: _____
 住所: _____
 電話番号: _____ Fax 番号: _____
 申込み者の署名: _____
 ()

添付:

- ☐ 有効な ISM コードの適合書類 (DOC) の写し
- ☐ 船舶保安規程 2 部 (改訂を含めた SSP 承認の場合)
- ☐ 船舶保安規程承認用質問表 (MS-QPA と添付書類) (改訂を含めた SSP 承認の場合)
- ☐ 船舶審査用質問表 (MS-QSA) (船舶審査の場合)

MS/APPLI-J(2004.04.01)

附 則

1. この達は、2007 年 4 月 26 日から施行する。